

改正の概要

(1) 高知県沿岸漁業改善資金利子補給要綱

○貸付対象者の要件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加

(2) 高知県沿岸漁業改善資金利子補給事務処理要領

○各様式の「印」の記述を削除

(過去3年間の魚種別水揚げ高、様式3号、4号、5号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、17号、18号及び19号)

○様式4号に、申請時に必要な添付書類を記載

(別紙(第4条関係):誓約書兼同意書を追加)

(3) 高知県沿岸漁業改善資金保証料補給要綱

○貸付対象者の要件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加

○各様式の「印」の記述を削除

(別記第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号様式)

○第2号様式に、申請時に必要な添付書類を記載

(別紙(第4条関係):誓約書兼同意書を追加)